

相続放棄があった場合の相続人

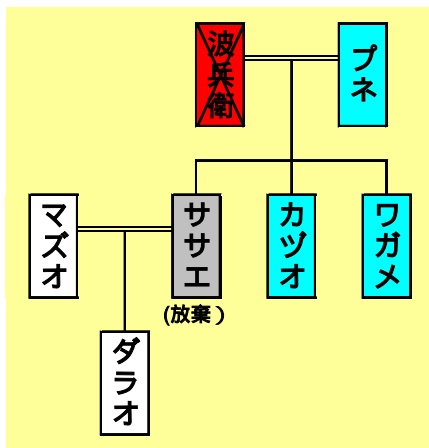


図1

今回は相続放棄があった場合の相続人についてのお話です。

【図1】

波兵衛が亡くなり、ササエが相続放棄をしました。相続放棄をした場合には代襲相続は起こらないので、ダラオは相続人にはなりません。

この場合の相続人と相続分は

ブネ 1/2

カツオ $1/2 \times 1/2 = 1/4$

ワガメ $1/2 \times 1/2 = 1/4$ となります。

【図2】

ササエが亡くなりました。さて、相続人と相続分は？

これはもう大丈夫でしょうか？基本パターンですね。

No9やNo10を参考に考えてみてください。

(相続人には既に色がついていますが・・・)

【図2-2】民法の考え方

ササエが亡くなり、その相続についてダラオが相続放棄をしました。

民法では相続放棄をした場合は最初から相続人ではなかったものとして扱われます。

さてこの場合の相続人と相続分は？？

少し難しいですが、今までの知識をもとに考えてみましょう。

(ヒント：No10の図4)

答えは

マズオ 3/4

カツオ $1/4 \times 1/2 = 1/8$

ワガメ $1/4 \times 1/2 = 1/8$ となります。合っていましたか？

それでは、ダラオに子供がいた場合はどうでしょう。

この場合は今回の図1との合わせ技ですね。

代襲は起こらないので結論は同じになります。

【図2-3】相続税の考え方

この図は先程と同じものです。ダラオは相続放棄をしました。何か色合いが違いますね。でも間違いではありません。

相続税には相続人1人1,000万円の基礎控除があります。今回ダラオが相続放棄をしてカツオ・ワガメが相続人になると基礎控除が1,000万円増えますね。そうすると故意に相続税を下げることが出来てしまうので、相続税の計算では相続放棄はなかったものとして扱います。

同じような話が養子縁組でも出てきますが、それはまた後日。

来週はカツオの蜂起のお話・・・

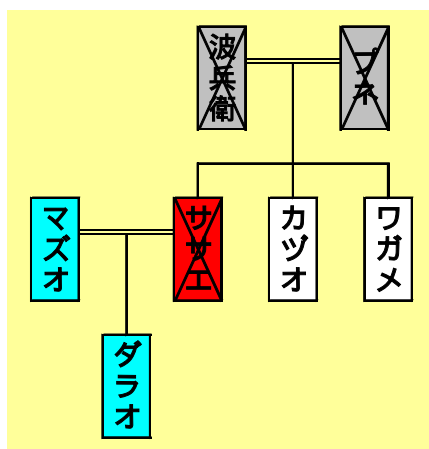


図2

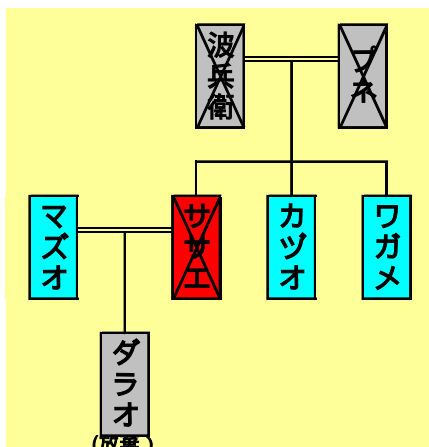


図2-2

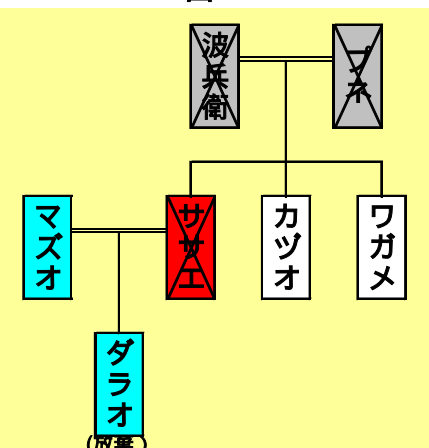


図2-3